

令和元年7月16日

東京都知事 小池百合子殿

特定非営利活動法人東京養育家庭の会
理事長 能登 和子

令和2年度の施策、予算に向けた要望書

平素より、社会的養護の子どもたちの養育に関し、一方ならぬご尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。

東京都におかれましては、現在東京都児童福祉審議会に専門部会が設置され、養育家庭委託を中心とした家庭養護の推進等を目指し、新たな「社会的養育推進計画」の策定に向けた議論が行われています。私たち養育家庭といたしましては、これまでの東京都における家庭養護の推進に向けた様々な取組につきまして一定の評価をしているものの、全国的に見ても委託家庭数・委託児童数がなお伸び悩んでいる現状に鑑み、今回の新たな計画の策定が子どもたちの未来に大きな展望を開くものとなるよう、強い期待を抱いております。

こうした現状を踏まえ、新たな計画の策定、及びその実行段階にあたる令和2年度の予算案の策定につきまして、下記の事項を要望させていただきます。子どもたちの健やかな成長のために、十分にご配慮をいただけますよう、よろしくお願い致します。

1. 養育家庭への委託推進に向けた「社会的養育推進計画」の策定について

「子どもの権利条約」や改正児童福祉法を参照するまでもなく、子どもたちの成長には「家庭」が必要です。

社会的養護においても、施設での養育に比較し、養育家庭委託を中心とした家庭養護には次のようなメリットがあります。

- ①愛着（アタッチメント）あるいは強固な信頼関係が作りやすい
- ②ずっと大人といっしょに相互の生活を調和させながら暮らしているため、社会性やコミュニケーション能力を身につけやすく、また個別性の高い様々な経験も蓄積しやすい
- ③家庭のモデルを得やすい
- ④措置解除後も実家機能が果たしやすい

新たな計画の策定にあたりましては、厚生労働省に設置された検討会による平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」や厚生労働省による「都道府県社会的養

育推進計画の策定要領」を踏まえ、上記のようなメリットを有する養育家庭への委託を中心とした家庭養護の飛躍的な増加、特に乳幼児については原則養育家庭委託の実現に向け、必要な施策を最大限に講じていただけますよう、お願い致します。

特に下記の二点については、実現に向け、特段のご配慮をお願い致します。

(1) 数値目標の設定について

新たな計画においては、養育家庭への委託を中心とした家庭養護を飛躍的に推進するため、民間や市区町村と連携した効果的な広報施策や(2)に記するフォスタリング機関の設置を含めた養育家庭支援体制の拡充、児童相談所の体制の拡充など、真に実効ある具体的対策を盛り込むとともに、家庭養護の推進にかかる明確な数値目標を設定していただけるよう、お願い致します。

(2) 養育家庭への支援体制拡充に向けたフォスタリング機関の設置について

養育家庭に対する支援体制の拡充は、養育家庭への委託を増やしていくための必須の方策であるとともに、委託された子どもたちに適切な養育環境を保障していくためにも、重要な施策です。

今回の新たな計画においては、現在の「チーム養育」をさらに発展させ、国のガイドラインを踏まえた「フォスタリング機関」を設置し、これを中心とした養育家庭支援体制の拡充を是非ともお願い致します。

その際、特に次の諸点につき、格別のご配慮をお願い致します。

① フォスタリング機関は、乳児院及び児童養護施設に設置することを基本として下さい。

私たち養育家庭は基本的に一般家庭であることから、愛着等に課題を有する子どもたちの養育に関する専門的知識や経験に乏しく、また子どもの養育において組織として重層的な対応ができないという弱点を持っています。一方で施設においては、養育家庭と比較して、

- 社会的養護の子どもたちに対する養育経験が豊富。
- 特に里子の出身施設は、その子どもの成育歴、特徴等を把握している。
- 施設の入所機能を活用したレスパイト、夜間土日の対応、施設に配置された心理職による支援等の組織的な養育家庭支援が期待できる。
- 自立支援のノウハウも豊富に有しており、養育家庭と施設の自立支援コーディネーターが連携すれば、子どもたちの自立支援が充実するとともに、措置解除後のアフターケアの体制も組みやすい。

といったメリットがあります。

こうした背景を踏まえ、東京養育家庭の会としては、施設と里親がお互いのメリットを活かしながら、地域で連携し協働して子どもたちを養育する体制が理想で

あると考えています。フォスタリング機関を民間に委託するに当たりましては、施設がない地域もありますのでNPO等の民間団体の活躍も期待していますが、基本的には乳児院及び児童養護施設がフォスタリング機関を担う体制の構築を是非ともお願い致します。

②フォスタリング機関は、可能な限りフォスタリング機能を包括的に実施できる体制として下さい。

信頼関係をベースとしてソーシャルワークにより養育家庭を支えるためには、養育家庭のリクルートからはじまって研修、マッチング、委託後の支援に到るまで、いずれかの機関が包括的に一貫して、里親家庭に寄り添って責任を持って支えていただくことが重要であると私たちは考えています。またそれが、私たち養育家庭支援のユーザーにとっては、どの機能をどこが担っているのか迷うことのない、最もわかりやすい体制でもありません。

特に、定期巡回訪問等により養育家庭と直接のコミュニケーションをとる機関と自立支援計画を策定する機関（最終的な権限は児相が有するとしても）は一体であるべきです。ソーシャルワークは対象者に対するダイレクトのコミュニケーション無しに成り立ちませんし、そのソーシャルワークの基本方針である自立支援計画も策定できないと考えるからです。

③子担と親担の業務分担を見直して下さい。

子担は、特に親担と別の児相が担っている場合、地理的に離れていて里子及び養育家庭とほとんどコミュニケーションをとれないことに加え、チーム養育の他のメンバーとの情報共有も難しい状況にあるのではないかと思料します。子担が引き続き現在の業務を担うのであれば、親担や里専員と同程度のコミュニケーションを里子及び養育家庭ととれるような体制整備をすべきですし、それが難しいのであれば、措置権限を親担の児相に委譲して養育家庭の地元で諸々の判断ができるようにすることも検討すべきです。

④計画において近い将来のビジョンを示して下さい。

ここで要望させていただいている包括的な「フォスタリング機関」を現実に実施できる施設や民間団体は、現時点においてはごく少数かもしれません。またフォスタリング機能を実際に担うスタッフの育成には、相応の年月を要することも否定できません。しかしながら、今回策定される新たな計画は、10年後までを見通した東京都としてのビジョンとなるものと理解しています。例えば、たとえ5年後であっても、施設であれ民間団体であれ、都内でいくつの包括的なフォスタリング機関を設置する、これらを人材とともに育てていくということを、近い将来の目標として計画の

中で明確に掲げるべきだと考えます。また、モデル事業を実施するのであれば、そこで培われたノウハウが他の施設等へしっかりと横展開されていくことを担保する施策を合わせて講じていただくよう、お願い致します。

また、当然のことではありますが、障害のある子どもたちや医療的ケア児にも、家庭で養育される権利があります。こうした子どもたちの養育家庭への委託につきましては、特に手厚い支援体制の構築が必要であり、その拡充なしには現実に委託は増えていきません。特段の対策について、検討をお願い致します。

2. 子どもたちに対する教育保障について

十分な教育機会を保障することが、子どもたちの健全な自立に向けた大きな課題であることから、昨年度に引き続き、次の事項を要望致します。

- 多くの里子が学業不振に苦しんでいますが、こうした状況を改善するためには、小学生の時期から基礎的な学力を身に着けるための支援が必要です。小学生の塾等の費用についても、中学生と同様、必要なだけの実費を支弁して下さい。
- 高校生の塾等の費用についても、大学等への進学率の上昇や学業不振に陥っている多くの里子の現状に鑑み、必要なだけの実費を支弁して下さい。
- 発達障害やその他の障害を有する里子が増加している現在、それらの状況に対応できる塾への通塾を認め、その実費を支弁して下さい。
- クラブ活動も教育の重要な一部です。合宿や用具の費用について、実費を支弁して下さい。
- 通信制高校のスクーリングに係る費用についても支弁して下さい。
- 幼稚園の延長保育、就学前の幼児の習い事についても、一定の支弁をして下さい。
- 定期代について、遠方の学校に已む無く通学する場合もあることから、実費を支弁して下さい。
- 受託と同時に転校となる場合について、制服、体育着等の初期経費を支弁して下さい。
- 修学旅行の費用を実費で支弁するとともに、それ以外の宿泊学習についても支弁の対象として下さい。
- 給食ではなく弁当を持参する場合についても、その経費について支弁して下さい。
- 私立高校における施設拡充費や寄付金について、実費を支弁して下さい。
- 大学等受験の際、滑り止めを含めて複数校受験する場合の受験料、及び納入せざるを得ない滑り止めの入学金についても支弁して下さい。

- ・卒業後高校卒業資格の取得できる専門学校・専修学校も高校と同様の扱いとして下さい。

3. 一時保護等について

一時保護が急速に増加し、一時保護所の不足が深刻になる中で、養育家庭に対する一時保護委託が増加しており、私たち養育家庭も可能な限り協力していますが、いくつか課題も見えてきています。下記の事項について、ご検討をお願い致します。

- ・一時保護の場合でもレスパイトや保育サービスが活用できるようにして下さい。
- ・乳幼児を一時保護委託する場合、哺乳瓶、ミルク、紙オムツ、チャイルドシート等の初期段階から必要になる物を早急に届けて下さい。
- ・一時保護委託費の支払いを可能な限り早くして下さい(里子として受託する場合の支度金についても同様の要望があります)。

4. 里子の自立支援について

里子たちが進学、就職により自立する際の支援について、下記の事項を要望致します。

- ・児童相談所ごとに、里子専門の自立支援コーディネーターを配置して下さい。
- ・措置延長を大学卒業まで認めて下さい。

5. 家事育児支援等

- ・家事育児支援について、利用しやすくする観点から、手続き、利用日数等について、見直して下さい。
- ・交流期間中の交通費の支給について、回数増等の拡充をして下さい。